

答 申 第 1 5 号  
令和6年10月30日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

福島町議会基本条例諮問会議  
会長 極 檀 忠 男

令和6年度の諮問事項に対する意見等について（答申）

令和6年5月13日付け福議号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

## 記

### 1. 調査審議を求める事項

#### ア. 議会評価（令和5年度分）の検討について

議会基本条例第17条第1項の規定に基づき、1年ごとに実施し町民に公表している議会評価については、議会運営委員会による評価を適正であると考えているが、議会評価の項目や摘要欄には専門用語が多様され理解しづらく、議会の仕組みや役割について町民によく理解されていない部分が多いと思われることから、わかりやすい表現を用いて広く周知するよう努められたい。

#### イ. 次期改選期に向けた議会体制の見直し等について

議会が次期改選期に向けた議会体制の見直しを今年から2年かけて議論していくことについては理解する。

今回示された見直し等の項目について、今後議論を進めて行く中で以下の点に留意すべきと思慮するので検討されたい。

##### ①議員定数

議員定数の議論にあたって、町民からはこれまで9人でやっている状況から、定数も9人だという意見は出てくると考えます。また、議員の年齢も懸念される点であり、本腰を入れて議論する必要がある。

## ②議員歳費・議会の環境

若い人が議員に立たない理由は、お金の問題だけではないと考えます。議員の平均年齢が高いと若い人は入りづらく、女性の参加とともに、議会の環境を変えていかなければ難しいのではないかと。

## ③議員のなり手対策

なり手対策としての研修塾開催については、福島町の現状では、出席案内が来たとしても遠慮する方が多いと思うが、栗山町等で成果があったということであれば、実施してみてもどうか。

## ④議会改革の見直し

常任委員会の在り方については、2常任委員会を維持していきたいとの考えは理解するが、近隣に1委員会で進めている自治体もあり、町民から、福島町も1つでやれるのではないかと声が出てくると想定し、これまで進めてきた議会改革が後退してしまわないような見直しを検討されたい。

## 2. 確認を求める事項

### ア. 議会基本条例見直しに伴う行動計画（令和5年度分）の確認について

適正に行われていると認める。

### イ. 常任委員会所管事務調査の内容確認について

令和5年度に行われた常任委員会所管事務調査の中から「福島商業高等学校の魅力化」と「町立診療所の経営安定化」の2件について資料により確認した。

諮問委員からは次の点について意見があったので参考にされたい。

#### ①町立診療所の経営安定化について

令和5年度が単年度赤字となっている状況で医師の報酬が高額と感じる。

1日の平均患者数が21人と少ない点については、通院者数を増やす方を検討すべきではないか。